

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	4

令和7年1月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 ウィンカー (法人番号: 5012301002792) 代表者 山田 由紀子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市佐須町1-6-8 (本社営業所) 東京都調布市佐須町1-6-8
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月20日及び令和6年9月24日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	南多摩運送 株式会社 (法人番号: 4010101003822) 代表者 八木 孝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八王子市八日町9-12 (八王子営業所) 東京都八王子市大和田町2-21-4
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月7日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和7年2月4日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	マックス運輸 株式会社（代表者 石毛 誠） 千葉県千葉市若葉区御成台3-1168-13 三樹園ビル3階
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 千葉県千葉市若葉区御成台3-1168-13 三樹園ビル3階
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分81日車
(5) 主な違反事項	定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月5日及び同年同月25日に監査を実施。14件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）</p> <p>(2) 疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業安全規則第3条第6項）</p> <p>(3) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項）</p> <p>(4) 運転者等台帳の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）</p> <p>(5) 運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(6) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(7) 初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(8) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）</p> <p>(9) 定期点検整備記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条）</p> <p>(10) 運行管理者に対する指導及び監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条）</p> <p>(11) 運行管理補助者の要件違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項）</p> <p>(12) 事業計画（自動車車庫）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(13) 事業計画（営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(14) 事業計画（営業所の位置）変更届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項）</p>
(7) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 33点</p> <p>当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 33点</p>